

第4章 国際知財制度研究会まとめ

I. はじめに

今年度の国際知財制度研究会においては、国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況、二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況、及び各国における知的財産制度を巡る状況について、研究会委員やその他有識者から発表がされ、同発表を受けて議論を行った。本章では上記発表、議論も含め全体を振り返り、まとめにすることとしたい。

II. 国際的な枠組みにおける知的財産を巡る状況

第一に、「医薬品を巡る最近の議論の状況」においては、地球規模で重大な社会問題となっている新型コロナウイルス感染症（COVID-19）を取り上げ、国際的な取組例や製薬産業の取組に関する状況が報告されると共に、国際機関・各国・民間における知財の動向や、製薬業界から見た COVID-19 と知的財産に関するスタンス及び課題に関する報告がなされた。研究会では、途上国へのワクチンの供給における知的財産の考え方や課題について議論が交わされ、またインド・南アフリカ提案に関しても検討がなされた。

第二に、「インターネット上の模倣品・海賊版対策を巡るエンフォースメント制度の国内外の動向」においては、関連する国際フォーラム等での議論に加え、日本及び各国（欧州（EU、フランス、英国、ドイツ）、米国、中国、韓国及びインド）について法制度等の概要や政府及び関係団体の取組等の最近の動向について分析し、その結果が報告された。研究会では、プロバイダによって、あるいは国によって、最新の技術的手段を駆使しながら、権利の保護に迅速に対応している事例と、そうでない事例について紹介がなされた。また、日本はノーティス・アンド・ノーティス・アンド・テイクダウンだが、中国や米国のようなノーティス・アンド・テイクダウンには弊害のおそれがあるのではないかと、プロバイダと権利者の保護のバランスが重要なのではないかと指摘があった。

第三に、「遺伝資源を巡る国内外の動向」においては、生物多様性条約（CBD）に対する取組を含め、複数の国際フォーラム及び各国（日本、米国、欧州（EU）、中国、韓国、インド、南アフリカ、インドネシア、ブラジル）における遺伝資源を巡る議論の動向について分析し、その結果が報告された。研究会では、最近是有体物としての遺伝資源だけではなく、その有体物から導き出されるデジタル配列情報にまで提供国が利益配分を求めるような傾向についての懸念が指摘された。また、一部の国との研究開発のコンソーシアムにおいて名古屋議定書に基づく制度がかなりの制約となっている事例が紹介された。

第四に、「WTO/TRIPS 理事会及び WIPO における議論の動向等」に関しては、知的財産保護の実効性に関する各国の政策や立場等を踏まえ、日本が今後取り得る方針について考慮すべき事項の整理を目的として、近年の両フォーラムにおける議論全般の動向の他、WTO/TRIPS 理事会において議論のある論点、すなわち、インド及び南アフリカによる TRIPS 協定上の一部の義務の免除の提案に関して現状の報告がなされ、議論を行った。

Ⅲ. 二国間・地域的な経済連携協定における知的財産を巡る状況

「近年の RTA における知財章の比較調査」において、近年米国、欧州、中国、メルコスール等の間で締結された 4 の RTA における知財エンフォースメント、産業財産権、不正競争等を中心に、それぞれの特徴の比較・分析を行い、その結果概要について報告がされた。研究会では、特に米中第 1 段階合意（第 1 章第 B 節）に関心が寄せられ、主に中国のみに義務を課す内容である点及びそのような規定ぶりとなった背景について着目された。また、当該合意には、延長制度、データ保護、パテントリンケージの導入等の内容が含まれており、MFN（最恵国待遇）を通じて各国に均霑（きんてん）されるため、日本から見ても歓迎すべき合意であったとの言及があった。一方、RCEP を今後の調査対象とすること、また、EPA 等の知財制度への影響については、知財章に限らず、データ流通やデジタル貿易に関する規定にも視野を広げて検討する必要がある旨提案がなされた。

Ⅳ. 各国における知的財産制度を巡る状況

第一に、「『EU』知財権制度の構築過程における国際協定 —司法裁判所の役割—」においては、知財権分野における課題へ対応したリスボン条約による基本条約の改正の内容と、また欧州連合司法裁判所（CJEU）の意見や先行判決付託過程における解釈による EU 関連の知財権法や制度の調整・方向づけについて検討した結果が報告された。研究会では、さらに、共同体の立法がない場合の解釈と国内適用について、①共同体の域内権限と対外権限との関係、②CJEU の先行判決付託における TRIPS 協定の解釈権、③TRIPS 協定の適用に関する CJEU と加盟国裁判所の権限は、共同体と加盟国がともに締結し、実施する国際協定の（CJEU あるいは加盟国裁判所による）解釈および適用問題の異なる側面と考えるべき旨の報告がなされた。また、「貿易的側面に関する知財」に関して、知財が貿易に関連しているか否かの判断基準について、判例により、「貿易を促進し、規律し、貿易に直接的かつ即座の効果」を有する場合であるとの報告がなされた。

第二に、「欧州の統合と EU 及び各国における知的財産制度の動向」においては、英国の EU 離脱を巡る知財制度の動向と、欧州における最近の知財関連注目判決、知財制度改正の動向を分析し、その結果が報告された。研究会では、意匠権を制限するスペアパーツ条項に関する記載について、スペアパーツの意匠権が環境保護に悪影響を与えるかのような誤解を生じるおそれがあるため、欧州の知財行動計画の記載に基づくことが把握できる表現とすべき旨指摘された。

第三に、「国際技術移転における知財保護の現状と課題」においては、国際技術移転政策に関する世界的な議論の状況や、日本企業からの関心が特に高い 6 か国における国際技術移転制度・運用の最新情報について報告が行われた。研究会では、技術移転を促進するためにはライセンス規制等の制度面だけでなく、ロイヤルティ回収についても考慮する必要があることや、特許の保護の強さと海外直接投資の相関関係を分析するためには様々な要素を考慮しなければならないこと等が指摘された。また、各国での運用について、中国で

は当局の方針により自動車業界のロイヤルティ料率が事実上 3%に制限されていることや、ブラジルでは当局から技術ノウハウの内容について詳細な資料の提出を要求された事例があること等、実体験を踏まえた報告がなされた。さらに、強制的な技術移転については実際に何が起きているかを把握することは難しく、エンフォースメントの部分が難しい課題であるとの指摘もあった。

第四に、「各国・地域における標準必須特許に関する動向と最近の注目判決」においては、米国、欧州ドイツ、英国及び中国における標準必須特許（SEP）に関する公的機関等の動向と最近の注目判決について、米国、ドイツ、中国の法律事務所に質問票調査を実施して情報を収集して整理・分析し、その結果が報告された。研究会では、産業界からの視点として、グローバル FRAND レートを一国の裁判所が決定することは、特許権者／標準の実施者双方の各国の状況が異なる中で適用されてしまい、そのレートでライセンスを受けなければ差止めとなる点については問題があるとの指摘がある一方で、SEP のライセンスはグローバルに受ける必要があるところ、そのような決定は和解交渉のリファレンスにも有効的であり、意義のあるものにもなり得るとの指摘もなされた。また、訴訟差止め命令（Anti Suit Injunction）等の判決の乱発は、産業界に混乱をきたすため、そのような判決は抑制されるべきとの意見が出された。さらに、欧州は SEP の議論をリードしようという意欲があり、欧州委員会の専門家グループによるライセンスモデルのベストプラクティスを検討しているところ、日本も独自の専門家グループなどを作ってライセンスモデルを検討すべきだとの意見がなされた。

V. むすび

経済のグローバル化や情報社会化が益々進展している中、知的財産権を国際的に保護することの重要性は年々高まっており、その実現のために TRIPS 協定や同協定を上回る知的財産の保護を規定する二国間・地域間の経済連携協定の重要性が増しているのみならず、知的財産や科学技術を巡る状況がめまぐるしく変化し、インターネット上の模倣品・海賊版対策、遺伝資源の保護といった政策の重要性が認識される現在においては、各国の法律制度は、各国のニーズや政策目的に合わせより複雑化している側面もある。加えて、現下の新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、先進国を含む各国において強制実施許諾の発動に向けた措置がとられるとともに、WHO や WTO 等の国際機関においても医薬品アクセスの重要性が再認識されているところ、それらの諸外国における対応や国際フォーラムにおける議論の状況が今後の医薬品アクセスと知財を巡る議論に及ぼす影響についても、引き続き注視していく必要がある。かかる状況においては、TRIPS 協定をはじめとする多国間条約の履行確認や、二国間・地域間経済連携協定による高いレベルの知財保護のルール化を追求することのみならず、新たな国際的紛争解決手続の枠組みに関する議論や、各国の知財法及び関連法の改正・施行動向、知的財産権の執行状況並びに産業界のニーズ動向に関して絶えず注視し、情報収集及び分析をすることが重要であり、そのような

情報収集及び分析を通じて、我が国が国際的な枠組みの中で推進すべき知的財産政策について検討することの重要性がますます高まっていると言える。

以上

2021年3月発行

各国知的財産関連法令 TRIPS 協定整合性分析調査

『国際知財制度研究会』報告書

(令和二年度)

一般財団法人 知的財産研究教育財団

知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル 5F

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail iip-support@fdn-ip.or.jp

禁無断転載